

2024年5月28日

監督官庁からの嚴重注意ならびに報告徴収命令の受領について

一般財団法人 中国電気保安協会

当協会が受託している保安管理業務のお客さまにおいて、年次点検の不適切な実施ならびに絶縁監視装置の不適切な運用が発生しました。(2024年5月10日お知らせ済み)。

これに関し、2024年5月14日に当協会の該当事業所は、中国四国産業保安監督部の立入検査において指導を受けました。

また、2024年5月28日付けで、中国四国産業保安監督部より嚴重注意を受けるとともに、電気事業法第106条第6項に基づく報告徴収命令を受けました。

当協会は、保安管理業務を受託している全てのお客さまについて、他に不正または不適切な行為がないか早急を確認し、不正または不適切な行為が確認された場合は速やかに保安上必要な措置を講じます。また、あわせて今回の事案の根本原因を分析し、再発防止策を検討のうえ、その結果を報告いたします。

当協会といたしましては、お客さまや関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのようなことが起きないように、先般設置した「不適切事案対策チーム」において、引き続き調査および検討を進めてまいります。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

一般財団法人 中国電気保安協会

経営企画部 (広報グループ)

担当者：島谷、三好

電話：082-207-1755